

厚生労働省(教育訓練給付制度)の説明は

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



唐津看護専門学校(看護高等課程・看護専門課程)は、「専門実践教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」の対象講座です。

専門実践教育訓練給付制度とは、中長期的なキャリアアップを国が支援するもので、受講者本人が専門実践教育訓練実施者に対して支払った訓練経費に相当する額の**50%(年間上限40万円)**がハローワークから支給されます。

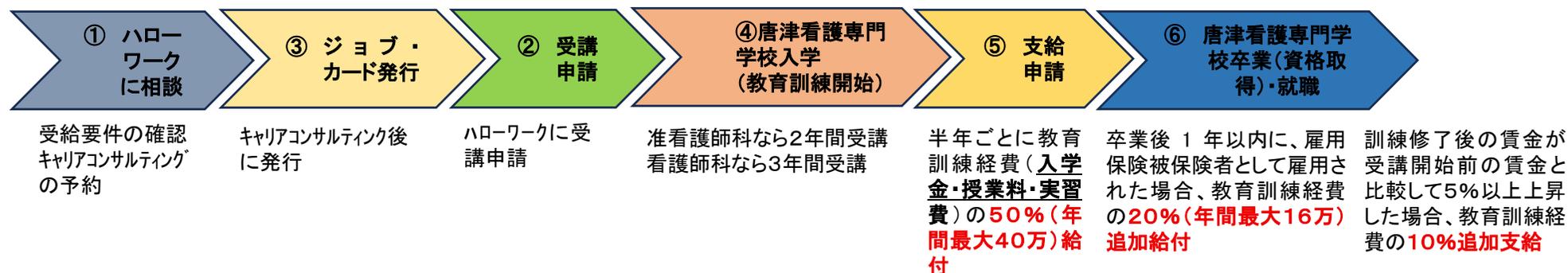
また、訓練を修了し資格取得及び1年以内に就職した場合**訓練費用の20%追加給付**があります。さらに、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合、**教育訓練経費の10%追加支給**があります。

※一定期間の雇用保険加入が必要等の条件があります。

<受給資格> 初めて利用される方で、当校入学日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。

※以前に教育訓練給付金を受給されたことがある方は、受給後3年以上の期間を経過し、且つ通算3年以上雇用されていた方。

この制度を利用するには



専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001310413.pdf>

看護高等課程(准看護師科)講座、看護専門課程(看護師科)講座は以下ホームページから“講座・スクールを探す”をクリック⇒唐津看護専門学校を入力して下さい。”

https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/;jsessionid=ceeLh19o1BgxDiYrBvmPooGk0cpTTAMWUOEyCHXREX-DKbRN1ae00qm9j0E07vX.kensaku_001